

再交付の申請について

申請者

再交付を受ける本人 (代理人は不可)

申請場所

住所地を管轄する警察署若しくは運転免許課
警察署

月曜日から金曜日（祝祭日を除く）
午前9時00分から午後4時00分まで

運転免許課

月曜日から金曜日（祝祭日を除く）
午前10時00分から午前10時30分まで
午後3時00分から午後3時30分まで

持ち物

- ・ 申請手数料 2,250円
- ・ 身分証明書
（保険証、マイナンバーカード、ハスポート、住基台帳カード、在留カード、6か月以内に発行された住民票、氏名・生年月日が記載された社員証等）
- ・ 印鑑（免許証交付時に使用します。申請時には必要ありません。）
- ・ 申請用写真（警察署でも手数料がかかりますが、撮影可能）
- ※ 持込の場合
（6ヶ月以内に撮影した縦3cm×横2.4cmで無帽、正面、上三分身、無背景で顔の特徴が確認出来ることが重要です。）
- ・ 運転免許証（亡失、汚損、破損、記載事項変更、写真変更等の場合）

住所変更を伴う場合については、

住民票、健康保険証、マイナンバーカード、消印付郵便物等

運転免許証交付までの流れ

即日交付希望の方

運転免許センターへ直接申請に行く

警察署で申請書類を作成後、運転免許センターへ持参

のいずれかになります。

後日交付希望の方

警察署で申請後、概ね2～3週間後に警察署で受領

となります。

※ 県外、管轄外の方については、住所地を管轄する県警・警察署へ申請してください。

注意事項

※ 運転免許証を二重で取得すると、法律で処罰されます。

※ 運転免許証の交付を受けるまでは車両を運転することが出来ません。運転してしまうと、免許不携帯（反則金3000円）の交通違反に該当します。

その他不明な点については、甲府警察署運転免許窓口にお問い合わせ下さい。